

2022 年度 C 日程

# 福岡大学法科大学院

## 法律専門試験

### 民 法 民事訴訟法

#### 問題冊子（問題のみで3枚）

#### 注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## 第1問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕、〔設問2〕に答えなさい。

### 〔事実関係〕

- 1 令和2年10月8日、X（農業協同組合）は、Aとの間で、XとB（Aの親族）が当座貯金取引を約定したことにより、BがXに対して現在および将来負担することになる債務（限度額150万円）を担保するため、A所有の宅地（以下「本件宅地」という。）に根抵当権の設定を受ける契約を締結し、同年10月10日、当該根抵当権の設定登記を経由した。
- 2 ところで、Aによる根抵当権設定の前に、本件宅地にはすでに、庭園としての風致を与え、常時観賞の用に供するため、石灯籠（10個）、庭石（大小あわせて50個）、飛び石（10個）、庭木（30本）などが設置されていた。
- 3 石灯籠と庭石、飛び石の一部には地面から取り外しが可能なものもあったが、庭木と庭石の一部には取り外すことが困難なものもあった。
- 4 その後、Aの債権者Yが、Aに対する金銭消費貸借契約公正証書の執行力ある正本に基づき、上記の石灯籠、庭石および庭木等に対して強制執行をした。
- 5 そこで、Xは、Yの強制執行によって抵当物件全体の担保価値が減損されるとして、ただちに強制執行停止決定を得るとともに、Yに対して、根抵当権に基づき第三者異議の訴えを提起して強制執行の排除を求めた（以下、この第三者異議の訴えを「本件請求」という。）。

### 〔設問1〕

Xは、本件請求をおこなうに際して、Yの強制執行に係る本件宅地上の石灯籠、庭石、飛び石、庭木についてどのような法的主張・法律構成を採用しているものと考えられるだろうか。

### 〔設問2〕

仮に石灯籠10個のうち2個、庭石50個のうち10個が本件根抵当権設定契約・設定登記後に備え付けられたものだったとして、Xは、これらにつきどのような立論を展開して本件請求をおこなっていくものと考えられるだろうか。

## 第2問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

### 〔事実関係〕

1. 17歳の男子Aは、父Bと母Cの子であるが、BCは夫婦関係の破綻によりBを親権者として協議離婚が成立した。AはBと同居し、自作動画をインターネット上に公開配信することによって、若干の広告費を得ていた。
2. 父Bは現在Aの単独親権者であったが、元妻Cとの間で協議離婚をして以来、自宅にて仮想通貨やFX取引等により生計を立てていたが、しばしば同居するAが煩わしく感じ、義父であるD（Cの父）にAを預けて面倒を見てもらうことがあり、AもDとの関係は良好であった。また非監護親である母Cは、離婚以降の消息は不明であり、Aとは面会交流等の接触もない。
3. Bは過去Aに対する暴言や心理的虐待の疑いで近隣住民から通報されたことが何度かあり、児童相談所による立ち入り調査を受けたことがあった。なおAは児相の一時保護の申し出を拒絶し、同居を継続している。
4. ある日、Bは投資に失敗したことなどが原因で、Aに暴言を放つとともに、Aの所有する配信機材を破壊したことから、AがD宅へと避難することが起きた。このことを契機として、祖父であるDは事実上のAの監護者として、Bによる親権行使は不相当であり、Aの福祉を害するとの理由から、家庭裁判所に対し、自らをAの監護者として定めることを求めて、調停または審判を検討するとともに、親による管理権の行使が「子の利益を害するとき」を理由とする親権停止および管理権喪失の審判を検討している。なおAはDを信頼しているものの、引き続きBとの同居を希望している。
5. Bは投資資金を獲得する必要性に迫られ、家庭裁判所による管理権喪失がなされる前に、投資資金を得ようと考え、A名義の自動二輪車甲につき、Aの代理人と称して事情を知らないEに売却し、代金30万円を得た。

### 〔設問〕

以上の〔事実関係〕の下において、

- ① Dによる自らへの監護者指定の申立ては許されるかにつき検討するとともに、
- ② AはEから甲を取り戻すことが可能かについて検討しなさい。

### 第3問（民事訴訟法）

A国は、日本で国債を発行し、多数の日本の個人や企業がそれを購入した。発行の際A国は、債券の内容等を債券の要項で定めた上、B銀行との間で、Bを債券管理会社として管理委託契約を締結した。本件管理委託契約には、債券管理会社は、本件債券保有者のために、本件債券に基づく弁済を受け、又は債券を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限及び義務を有する旨の条項があった。

本件要項は、本件債券の内容のほか、上記授權条項の内容をも含むものであり、発行された本件債券の券面裏面にその全文が印刷され、本件債権者に交付される目論見書にも、本件授權条項を含めてその実質的内容が記載されていた。

その後、A国は、債券の元利金の支払をしなかったため、B銀行は、債券管理会社として、本件債券保有者のために、A国に対し、債券元利金の支払を求めて訴えを提起した。

B銀行に原告適格は認められるか述べなさい。